



条 例

長野県土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第2号

長野県土地開発基金条例の一部を改正する条例

長野県土地開発基金条例（昭和44年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（処分）

第8条 知事は、特に必要があると認めるときは、歳入歳出予算で定めるところにより、基金を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企画課土地対策室

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第3号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次及び第3条中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に改める。

第8章の2の章名を次のように改める。

第8章の2 農林業普及指導手当

第40条の2（見出しを含む。）中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に改め、同条第1項第1号中「とともに第2号に掲げる事務に従事する職員を指導する」を削る。

第40条の3（見出しを含む。）、第40条の4（見出しを含む。）及び第45条第2項中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

2 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第26条の2中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に改める。

（長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

3 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第24条の2中「中「」を「中「、」に、「農林業改良普及手当」

を「農林業普及指導手当」に改める。

人 事 課

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第4号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次条」の次に「及び第5条の2」を加える。

第5条の2第1項第1号中「100分の80」を「100分の65」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の45」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「100分の40」を「100分の20」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）地方公営企業の管理者及び教育長の勤続期間については、

1月につき100分の30

第5条の2第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の勤続期間の計算は、常勤の職員となつた日から退職又は死亡した日までの在職期間の月数による。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 常勤の職員の退職手当の支給は、その任期ごとに行う。

第5条の2第4項中「から引き続いて常勤」を「（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）から引き続いて常勤」に改め、同条第5項中「長野県職員退職手当条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた」を「常勤の職員としての」に、「同条第6項」を「長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）第7条第6項」に改め、同条に次の2項を加える。

8 第5項の規定により在職期間を通算された者が常勤の職員を退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に国家公務員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

9 常勤の職員の退職手当については、前各項に定めるもののほか、長野県職員退職手当条例の規定の例による。

〔

1,350,000円
1,040,000円
910,000円以内において任命権者が定める額

〕

〔

1,282,000円
988,000円
817,000円

〕

に、「216,000円以上420,000円」を

県県税条例第144条の2、第146条及び第147条の規定は、平成20年1月1日から適用する。

税務課

長野県公益認定等審議会条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第6号

長野県公益認定等審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第2項の規定により、長野県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職権の行使)

第4条 委員は、独立してその職権を行う。

(身分保障)

第5条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(服務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第9条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第6条第1項の規定は、専門委員について準用する。
(部会)

第10条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 第8条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

「別表第2の2中 個人情報保護審査会の委員」

「 個人情報保護審査会の委員
を 公益認定等審議会の委員及び専門委員 に改める。」

情報公開・法務課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第7号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の1の2の項を同表の1の3の項とし、同表の1の項を同表の1の2の項とし、同項の前に次のように加える。

- | | |
|---|--------------|
| 1 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 千曲市
及び箕輪町 |
| (1) 第4条第1項の規定による土地を譲渡しようとする場合の届出の受理 | |
| (2) 第5条第1項の規定による土地の買取り希望の申出の受理 | |
| (3) 第6条第1項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び当該地方公共団体等が買取りの協議を行う旨の通知 | |
| (4) 第6条第3項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知 | |

別表の30の2の項中「辰野町」を「上田市、辰野町」に、「及び王滝村」を「、王滝村及び飯綱町」に改める。

別表の41の項中「第31条の2第2項第14号のハ」を「第31条の2第2項第15号のハ」に、「第31条の2第2項第15号のニ」を「第31条の2第2項第16号のニ」に、「第62条の3第4項第14号のハ」を「第62条の3第4項第15号のハ」に、「第62条の3第4項第15号のニ」を「第62条の3第4項第16号のニ」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表の41の項の改正規定は、公布の日から施行する。

行政改革課

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第8号

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例

長野県福祉大学校条例（平成6年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「115,200円」を「118,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県福祉大学校条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

福祉政策課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第9号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中

(2) 法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可	〃	63,000円
----------------------------------	---	---------

を

(2) 法第69条の7第1項の規定による介護支援専門員証の交付	〃	2,600円
(3) 法第69条の7第1項の規定による介護支援専門員証の書換え交付又は再交付	〃	1,700円
(4) 法第69条の7第5項の規定による登録の移転に伴う介護支援専門員証の交付	〃	2,600円
(5) 法第69条の8第1項の規定による有効期間の更新に係る介護支援専門員証の交付	〃	2,600円
(6) 法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可	〃	63,000円

に、「(3)」を「(7)」に、

(4) 法第115条の29第2項の規定による調査の実施	〃	36,300円
-----------------------------	---	---------

を

(8) 法第115条の29第2項の規定による調査の実施	ア 法第115条の29第1項の指定居宅サービス事業者（短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に係るもの）を除く。）、指定地域密着型サービス事業者（地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係るもの）を除く。）、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者（介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るもの）を除く。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の提供する介護サービスに係る調査	〃	31,700円
イ 法第115条の29第1項の指定居宅サービス事業者のうち短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護に係るもの、指定地域密着型サービス事業者のうち地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係るもの、指定介護予防サービス事業者のうち介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護に係るもの又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者の提供する介護サービスに係る調査	〃	35,400円	

に、「(5)」を「(9)」に、「

」を「

」に改め、同項に備考として次のように加える。

(備考) その所在地を同じくし、又は所在地が隣接する事業所又は施設を2以上有する法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者が、その介護サービスを提供する場合において、当該介護サービスに係る2件以上の調査が同日に終了したときの当該調査における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、(8)のア又はイに定める額からそれぞれ3,000円を減ずるものとする。

別表第1の33の項中

〔(17) 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査〕	〃	29,000円
---	---	---------

を

〔(17) 法第36条の4第1項の規定による一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施〕	〃	15,000円
〔(18) 法第36条の4第2項の規定による医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査〕	〃	8,000円
〔(19) 法第36条の4第2項の規定による販売従事登録証の書換え交付〕	〃	2,000円
〔(20) 法第36条の4第2項の規定による販売従事登録証の再交付〕	〃	2,900円
〔(21) 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査〕	〃	29,000円

に、「(18)」を「(22)」に、「(19)」を「(23)」に、「(20)」を「(24)」に、「(21)」を「(25)」に、「(22)」を「(26)」に、「(23)」を「(27)」に、「(24)」を「(28)」に、「(25)」を「(29)」に、「(26)」を「(30)」に、「(27)」を「(31)」に、「(28)」を「(32)」に改め、同表の34の項の備考の2を同備考の3とし、同備考の1を同備考の2とし、同2の前に次のように加える。

1 法第36条第1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人が仲裁を申請するときは、(2)の仲裁について納付すべき手数料の額から当該調停の申請又は当該調停の参加の申立てについて納められた手数料の額を控除した額の手数料を納付するものとする。

別表第1の55の項中 「

」 を 「

」 に、「第5,700円」を「5,900円」に改め、

8条」を「第9条」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「

」を「

」に改め、同表の56の項中

「

」を「

」に改め、同表の71の項中「第31条の2第2項第14号のハ、第62条の3第4項第14号のハ」を「第31条の2第2項第15号のハ、第62条の3第4項第15号のハ」に、「第31条の2第2項第15号のニ、第62条の3第4項第15号のニ」を「第31条の2第2項第16号のニ、第62条の3第4項第16号のニ」に、「第20条の2第11項又は第38条の4第21項」を「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1の34の項の備考の改正規定及び同表の71の項の改正規定は、公布の日から施行する。

長寿福祉課

長野県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井仁

長野県条例第10号

長野県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例

(長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第1条 長野県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年長野県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「20,000円」を「50,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第3項第1号中「20,000円」を「50,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改める。

第17条第2項第1号中「30,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第3項第1号中「30,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改める。

別表中	3,500円	9,300円
	4,500	11,400
	6,000	14,300
	7,400	17,300
	8,900	18,800
	10,800	20,700
	13,300	23,300

に改める。

(長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(昭和61年長野県条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「長野県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例（平成7年長野県条例第21号）」を「長野県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例（平成20年長野県

条例第10号）」に改め、同項の表中

3,500円
4,500
6,000
7,400

を

5,600円
6,900
8,700
10,600

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の長野県心身障害者扶養共済制度条例第5条第2項又は第6条第2項の規定により承認を受けている者で、引き続き第1条の規定による改正後の長野県心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第5条第2項又は第6条第2項の規定により長野県心身障害者扶養共済制度に加入しているもの（この条例の施行の際現に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者で、施行の日以後新条例第4条第2項の規定の適用を受けるものを含む。以下「改正前加入者」という。）に係る掛金（第2条の規定による改正後の長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は口数追加に係る掛金に関する新条例別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左 欄	右 欄
9,300	5,600
11,400	6,900
14,300	8,700
17,300	10,600
18,800	11,600
20,700	12,800
23,300	14,500

- 3 改正前加入者に係る弔慰金の額に関する新条例第16条第2項の規定の適用については、同項第1号中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、同項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、同項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。
- 4 改正前加入者が口数追加加入者であった場合における当該口数追加加入者に係る弔慰金の額の加算に関する新条例第16条第3項の規定の適用については、同項第1号中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、同項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、同項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。
- 5 改正前加入者に係る脱退一時金の額に関する新条例第17条第2項の規定の適用については、同項第1号中「75,000円」とあるの

は「45,000円」と、同項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、同項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。

- 6 改正前加入者が口数追加加入者であった場合における当該口数追加加入者に係る脱退一時金の額の加算に関する新条例第17条第3項の規定の適用については、同項第1号中「75,000円」とあるのは「45,000円」と、同項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、同項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。

- 7 この条例の施行の日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の脱退の申出及び加入口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

障害福祉課

長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第11号

長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例

長野県看護専門学校条例（昭和39年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

- 第8条第1項の表中「115,200円」を「118,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県看護専門学校条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る授業料の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

医療政策課

長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第12号

長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例

長野県公衆衛生専門学校条例（昭和40年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

- 第7条第1項の表中「115,200円」を「118,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県公衆衛生専門学校条例第7条第1項の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

3 施行日以後において転入学した者に係る授業料の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

医療政策課

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第13号

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

「別表第2の中 〔保健所運営協議会の委員〕を
〔保健所運営協議会の委員 後期高齢者医療審査会の委員〕に改める。」

(証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

第2条 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例（昭和34年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

土地収用法第15条の7第1項に規定する仲裁に関し、出頭した鑑定人又は参考人	特別の技能の程度並びに鑑定に要した時間及び費用をしんしやくして、知事が仲裁委員の意見を聴いて定める額
---------------------------------------	--

を

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第130条の規定により準用する国民健康保険法第101条第1項の規定により出頭した関係人又は診断若しくは検査をした医師若しくは歯科医師	特別の技能の程度並びに診断又は検査に要した時間及び費用をしんしやくして、知事が後期高齢者医療審査会の意見を聴いて定める額
土地収用法第15条の7第1項に規定する仲裁に関し、出頭した鑑定人又は参考人	特別の技能の程度並びに鑑定に要した時間及び費用をしんしやくして、知事が仲裁委員の意見を聴いて定める額

に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

医療政策課国保・医療福祉室

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第14号

長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「政令」という。）第19条第1項及び第20条の規定により、長野県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(拠出率)

第2条 政令第19条第1項に規定する条例で定める割合は、1万分の5とする。

(積立金額)

第3条 毎年度基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。(基金の運用)

第4条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の運営に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

医療政策課国保・医療福祉室

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第15号

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例等の一部を改正する条例

(長野県環境保全研究所試験検査手数料条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改める。

(1) 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例（昭和23年長野県条例第76号）別表

(2) 保健所条例（昭和39年長野県条例第34号）別表第2の9 エ ツクス線の直接撮影及び断層撮影（透視、読影等を含む。）、その他の治療、試験、検査等の項

(3) 長野県精神保健福祉センター条例（昭和47年長野県条例第29号）別表の2 治療又は検査の項

(4) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）別表の3 診療の項

(長野県立病院条例の一部改正)

第2条 長野県立病院条例（昭和41年長野県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に、「平成18年厚生労働省告示第102号」を「平成20年厚生労働省告示第67号」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

県立病院課

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第16号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 産業廃棄物の適正な処理に関する規制

第1節 産業廃棄物の処理等に関する基準等（第6条—第10条）

第2節 排出事業者等の講すべき措置（第11条—第19条）

第3章 再生利用業者の指定（第20条—第27条）

第4章 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続

第1節 周辺地域の生活環境に対する配慮等（第28条—第30条）

第2節 事業計画協議（第31条—第49条）

第5章 雜則（第50条—第58条）

第6章 罰則（第59条・第60条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の適正な処理に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続その他必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(3) 排出事業者 産業廃棄物を県内において排出する事業者をいう。

(4) 産業廃棄物処理業者等 次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。

ア 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者

イ 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者

ウ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集

運搬業の許可を受けた者

エ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分

業の許可を受けた者

オ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この号及び第31条において「使用済自動車再資源化法」という。）第60条第1項の規定による解体業の許可を受けた者

カ 使用済自動車再資源化法第67条第1項の規定による破碎業の許可を受けた者

キ 第20条第1項の規定により指定を受けた者（以下「再生利用業者」という。）

(県の責務)

第3条 県は、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するため、法又はこの条例の規定に基づく処分、勧告等を厳正かつ速やかに行わなければならない。（事業者の責務）

第4条 事業者は、その産業廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。（県民の責務）

第5条 県民は、廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、直ちに当該処理の状況を県その他の関係機関に通報しなければならない。

第2章 産業廃棄物の適正な処理に関する規制

第1節 産業廃棄物の処理等に関する基準等

(産業廃棄物の処理等に関する基準)

第6条 排出事業者及び産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理及びこれに付随する行為（以下この条及び次条において「処理等」という。）を行うときは、規則で定める産業廃棄物の処理等に関する基準に従わなければならない。

(改善命令)

第7条 前条の基準に適合しない産業廃棄物の処理等が行われたときは、知事は、当該処理等を行った排出事業者又は産業廃棄物処理業者等に対し、期限を定めて、当該産業廃棄物の処理等の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（木くずの保管期間等）

第8条 木くず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第2号に掲げるものをいう。次項において同じ。）のうち建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）を保管する者は、規則で定める期間を超えてこれを保管してはならない。ただし、処分又は再生のための保管を行う場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

2 木くずチップ（木くずを切断し、破碎し、又は粉碎したもので廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）を保管する者は、規則で定める期間を超えてこれを保管してはならない。ただし、容器を用いて保管する場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、木くずチップを保管する者は、規則で定める保管に関する基準に従い、生活環境の保全上の支障のないようにこれを保管しなければならない。

(木くずチップの使用に関する基準)

第9条 木くずチップを使用する者は、規則で定める使用に関する基準に従い、生活環境の保全上の支障のないようにこれを使用し

なければならない。

(改善命令)

第10条 第8条第3項の基準に適合しない木くずチップの保管が行われたときは、知事は、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、木くずチップの保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第2節 排出事業者等の講ずべき措置

(排出事業者の講ずべき措置)

第11条 排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する場合において、排出事業者は、県内においてその産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(支障の除去等の措置に関する勧告)

第12条 知事は、前条第2項の産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合において、その排出事業者が同条第1項及び第2項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該排出事業者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(第15条及び第19条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを勧告することができる。

(工事発注者の講ずべき措置)

第13条 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(県内において施工されるものに限る。以下単に「建設工事」という。)を発注する者(第16条第1項及び第29条において「工事発注者」という。)は、その建設工事の受注者(以下「工事受注者」という。)に対し、当該工事受注者が当該建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることを確認するよう努めなければならない。

(工事発注事業者の講ずべき措置)

第14条 建設工事のうち規則で定めるものを発注する事業者(以下「工事発注事業者」という。)は、工事受注者に対し、当該建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理が適正に行われるために、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の処理に関する事項を確認しなければならない。

2 工事発注事業者は、前項の規定による確認をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を記録し、これを保存しなければならない。

3 工事発注事業者は、県内においてその建設工事に伴い生じる産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(支障の除去等の措置に関する勧告)

第15条 知事は、前条第3項の産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合において、その工事発注事業者が同条第1項の規定に違反して確認をせず、かつ、同条第3項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該工事発注事業者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

(工事受注者の講ずべき措置)

第16条 工事受注者は、工事発注者からその建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることの説明等を求められたときは、誠実にこれに応じなければならない。

2 工事受注者は、工事発注事業者に対し、規則で定めるところにより、その建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項を説明しなければならない。

(説明に関する勧告)

第17条 知事は、工事受注者が前条第2項の規定に違反して説明をせず、又は虚偽の説明をしたときは、当該工事受注者に対し、同項の規定による説明その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(土地所有者等の講ずべき措置)

第18条 県の区域内の土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地において、廃棄物の不適正な処理が行われないように、当該土地の適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、その土地を産業廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に使用させるとときは、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する場合において、土地所有者等は、その土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(支障の除去等の措置に関する勧告)

第19条 知事は、前条第3項の産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合において、その土地所有者等が同条第2項及び第3項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該土地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

第3章 再生利用業者の指定

(再生利用業者の指定)

第20条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。附則第2項において「省令」という。)第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に指定の申請をしなければならない。

2 知事は、前項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

(1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第14条第5項第2号のイからヘまでのいずれかに該当する者

イ 第26条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を

執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
 (3) その指定に係る産業廃棄物(以下「指定産業廃棄物」という。)の排出事業者のみからその収集若しくは運搬又は処分の委託を受けること。

- (4) その事業が営利を目的としないものであること。
- (5) その事業により生活環境の保全上の支障が生じないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

3 第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 第1項の指定には、生活環境の保全上必要な条件を付することができます。

5 再生利用業者は、その指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、規則で定める委託の基準に従い委託するときは、この限りでない。

(変更の指定等)

第21条 再生利用業者は、指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、知事の変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 再生利用業者は、前項の指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に変更の指定の申請をしなければならない。

3 前条第2項及び第4項の規定は、第1項の指定について準用する。

4 再生利用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

5 再生利用業者は、法第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のトに係るものを除く。)又は法第14条第5項第2号のハからホまで(法第7条第5項第4号のト又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定産業廃棄物の処理に関する基準)

第22条 再生利用業者は、指定産業廃棄物の処理を行うときは、規則で定める指定産業廃棄物の処理に関する基準に従わなければならない。

(改善命令)

第23条 前条の基準に適合しない指定産業廃棄物の処理が行われたときは、知事は、当該処理を行った再生利用業者に対し、期限を定めて、当該指定産業廃棄物の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(処理計画書等の提出)

第24条 再生利用業者は、規則で定めるところにより、指定産業廃棄物の処理に関する計画書を、毎事業年度開始前(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた日から1月以内)に、知事に提出しなければならない。

2 再生利用業者は、規則で定めるところにより、前事業年度における指定産業廃棄物の処理の状況等に関する報告書を、毎事業年度終了後3月以内に、知事に提出しなければならない。

(事業の停止)

第25条 知事は、再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法若しくは法の規定に基づく処分若しくはこの条例若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反する行為(以下この号及び第60条において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第20条第2項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第20条第4項の規定により当該指定に付した条件に違反したとき。

(指定の取消し)

第26条 知事は、再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消さなければならない。

- (1) 第20条第2項第2号のアに該当するに至ったとき。
- (2) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

(3) 不正の手段により第20条第1項の指定(同条第3項の指定の更新を含む。)又は第21条第1項の変更の指定を受けたとき。

2 知事は、再生利用業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(名義貸しの禁止)

第27条 再生利用業者は、自己の名義をもって、他人に指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第4章 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続

第1節 周辺地域の生活環境に対する配慮等

(周辺地域への配慮)

第28条 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を設置する者及び産業廃棄物の処理を行う者は、その廃棄物の処理を行う施設(運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を除く。以下「廃棄物の処理施設」という。)の設置、変更又は維持管理に当たっては、周辺地域(当該廃棄物の処理施設の周辺の地域で生活環境の保全について配慮を要するものをいう。以下同じ。)の生活環境に及ぼす影響に十分配慮しなければならない。

2 前項に掲げる者は、関係住民(周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。)との良好な関係を構築するよう努めるとともに、関係市町村長(周辺地域を管轄する市町村長をいう。以下同じ。)又は関係住民から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努めなければならない。

(記録及び閲覧)

第29条 廃棄物の処理施設を設置する者で次に掲げるものは、規則で定めるところにより、その廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び数量その他規則で定める事項を記録し、これを当該廃棄物の処理施設を設置する事業場(当該事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、当該事業場の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、関係住民、排出事業者又は工事発注者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- (1) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を設置する者
- (2) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する